

積立投信取引規定

第1条（積立投信）

- (1) 積立投信とは、三井住友信託ダイレクトのご契約者を対象に、財形貯蓄契約・積立貯蓄契約から定時定額で一部解約した資金を普通預金口座に振替し、その普通預金口座から定時定額で投資信託の買付を行うサービスです。
- (2) 積立投信は、三井住友信託ダイレクト取引などの当社所定の方法により、財形貯蓄契約・積立貯蓄契約の定時定額解約サービスと投資信託自動購入プランを同時にご契約いただくことにより成立します。
- (3) 定時定額解約サービス、投資信託自動購入プラン、三井住友信託ダイレクト取引は、それぞれ次の各号の規定を適用します。
 - ① 定時定額解約サービスは、「財形貯蓄・積立貯蓄定時定額解約サービス規定」
 - ② 投資信託自動購入プランは、「投資信託自動購入プラン規定」
 - ③ 三井住友信託ダイレクト取引は、「三井住友信託ダイレクト取引規定」
- (4) 「積立投信」で使用する普通預金口座は、ダイレクト代表普通預金口座となります。

第2条（申込方法等）

「積立投信」はお客さまが当社所定の申込方法により申込みを行い、当社が手続きを完了したときに申込みが成立します。お申込み方法については、投資信託の銘柄により異なる場合があります。

第3条（指定日）

- (1) 「財形貯蓄・積立貯蓄定時定額解約サービス規定」に基づき財形貯蓄契約・積立貯蓄契約より自動的に一部解約をした資金をダイレクト代表普通預金口座に振替を行い、「投資信託自動購入プラン規定」に基づきダイレクト代表普通預金口座から口座引落により投資信託の買付を行う日を指定日といいます。
- (2) 指定日は、各取引規定にかかわらず、毎月15日(当社休業日の場合、翌営業日)となります。初回指定日は、お客さまからのお申込みを当社が受領した日が指定日の4営業日前以降の場合は翌月の指定日とします。ただし、当社が承諾したときは、当月の指定日とします。

第4条（取引内容の報告）

積立投信にもとづく財形貯蓄契約・積立貯蓄契約の定時定額解約サービス、投資信託自動購入プラン、三井住友信託ダイレクト取引の各取引内容については、各取引規定にもとづきお客さまに報告いたします。

第5条（取引内容の変更）

積立投信の取引内容を変更される場合は、お客さまが当社所定の方法により申込みを行い、当社が手続きを完了したときに申込みが成立します。お申込み方法については、投資信託の銘柄により異なる場合があります。

第6条（終了）

- (1) お客さまのご都合により積立投信を終了する場合は、当社所定の方法により積立終了の申込みを行い、当社が手続きを完了したときに積立終了の手続きが成立します。ただし、各取引規定にかかわらず、お客さまからの申込みを当社が受領した日が指定日の4営業日前以降の場合は翌月の指定日より積立を終了します。お申込み方法については、投資信託の銘柄により異なる場合があります。

ます。

- (2) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、当社はいつでも積立投信を終了することができるものとします。ただし、終了事由が生じた時点において当社が定時定額解約サービスおよび投資信託自動購入プランの手続きに着手している場合には、当該指定日の翌営業日をもって終了できるものとします。
- ①住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社にお客さまの所在が不明となったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③お申込みに虚偽の内容があったとき
 - ④財形貯蓄契約・積立貯蓄契約を解約されたとき
 - ⑤ダイレクト代表普通預金口座を解約されたとき
 - ⑥投資信託受益権の取引口座を解約されたとき
 - ⑦投資信託自動購入プランを終了されたとき
 - ⑧三井住友信託ダイレクトを解約されたとき
 - ⑨三井住友信託ダイレクトで財形貯蓄・積立貯蓄取引のご利用ができなくなったとき
 - ⑩財形貯蓄契約・積立貯蓄契約における積立を中断されたとき（海外居住などを含む）
 - ⑪この規定に違反したとき

第7条（免責事項）

- (1) お客さまの責に帰すべき事由により定時定額解約サービス、投資信託自動購入プランの両方または片方のみが不履行となった場合について当社は責任を負いません。
- (2) 天災地変その他不可効力等、当社の責に帰すことのできない事由によりお客さまに生じた損害については、当社は責めを負いません。
- (3) 当社所定の申込書などに押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いましたうえは、それらの申込書につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第8条（積立投信取引規定の変更）

積立投信の内容を当社は事前に通知することなく任意に変更することがあります。変更日以降は、変更後の規定に従っていただきます。

以 上

財形貯蓄・積立貯蓄定時定額解約サービス規定

第1条（財形貯蓄・積立貯蓄定時定額解約サービス）

財形貯蓄・積立貯蓄定時定額解約サービス（以下「このサービス」という）とは、お客さまが、当社が指定する日（以下「指定日」という）に、お客さまがあらかじめ指定する金額（以下「指定金額」という）をお客さまの財形貯蓄契約・積立貯蓄契約から自動的に一部解約をして、お客さまのダイレクト代表普通預金口座（以下「振込口座」という）に振替を行うサービスです。

第2条（申込方法等）

このサービスは、お客さまが、当社所定の申込方法により申込みを行い、当社の手続きが完了したときに成立します。

第3条（指定日）

- （1）財形貯蓄契約・積立貯蓄契約より自動的に一部解約をした資金を振込口座に振替を行う日を指定日といいます。
- （2）指定日は、毎月15日（当社休業日のときは、翌営業日）とします。

第4条（財形貯蓄契約・積立貯蓄契約からの一部解約）

- （1）一部解約は、お客さまの財形貯蓄契約・積立貯蓄契約の金銭信託口座（以下「払出口座」という）から当社所定の方法により行います。
- （2）払出口座からの一部解約は、財産形成信託取扱規定・積立貯蓄取扱規定にかかわらず払戻請求書の提出を不要とします。
- （3）払出 口座から一部解約する指定金額の単位は、当社が別途定めるところによります。
- （4）増額指定月（年2回）および増額金額を別途指定することができます。増額指定月には、毎月の指定金額と増額金額の合計金額を指定日に一部解約いたします。
- （5）指定日において払出口座の預入残高が指定金額に満たないとき、その月の一部解約は行ないません。
- （6）増額指定月の指定日において払出口座の預入残高が指定金額と増額金額の合計金額に満たないとき、その月の一部解約は一切行ないません。
- （7）上記（5）（6）の事由により一部解約を行なわなかったことについて、お客さまへの通知はいたしません。

第5条（預入残高の判定基準日）

当社取扱処理の都合上、払出口座の預入残高が指定金額（増額月は、増額金額を含む。）を満たしているかどうかの判定は指定日の3営業日前の日といたします。

第6条（定期預金型の特例）

- （1）財産形成信託取扱規定・積立貯蓄取扱規定に基づき、年2回（2月20日および8月20日（以下、「振替日」という））、払出口座から自由金利型定期預金（M型）に振替えた結果、第5条に定める判定基準日における払出口座の残高が指定金額に満たなくなる場合で当社所定の日、自由金利型定期預金（M型）の残高が指定金額に不足する金額（但し、万円単位に切上げ）を超える場合は、振替日に遡って当該金額を自由金利型定期預金（M型）から減額し、払出口座に修正振替えます。
- （2）前項で定める指定金額は、振替日の前営業日の契約内容により決定するものとします。

- (3) 振替日から第5条に定める判定基準日まで、給与または賞与による積立日が到来する場合には、第1項の取扱は行わないものとします。

第7条（手数料）

このサービスのご利用にあたって、当社所定の金銭信託解約手数料を申受けることがあります。

第8条（取引内容の報告）

このサービスによる財形貯蓄契約・積立貯蓄契約からの一部解約については、払戻計算書の作成および交付を省略するものとします。

第9条（指定金額等の変更）

指定金額、増額指定月、増額金額を変更される場合は、お客さまが当社所定の申込方法により申込みを行い、当社が手続きを完了したときに成立します。

第10条（サービスの終了）

- (1) お客さまのご都合によりこのサービスを終了する場合は、お客さまが当社所定の申込方法により申込みを行い、当社が手続きを完了したときに成立します。
- (2) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、当社はいつでもこのサービスを終了することができるものとします。
- ①住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社にお客さまの所在が不明となったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③申込みに虚偽の内容があったとき
 - ④財形貯蓄契約・積立貯蓄契約を解約されたとき
 - ⑤振込口座を解約されたとき
 - ⑥第4条第(5)(6)の事由により一定期間以上このサービスのご利用がないとき

第11条（免責事項）

- (1) 天災地変その他不可効力等、当社の責に帰すことのできない事由によりお客さまに生じた損害については、当社は責めを負いません。
- (2) このサービスにおいて、当社所定の申込書に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いましたうえは、それらの申込書につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第12条（規定の変更）

この規定の内容を当社は事前に通知することなく任意に変更することがあります。変更日以降は、変更後の規定に従っていただきます。

第13条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当社の定める財産形成信託取扱規定・積立貯蓄取扱規定により取扱うものとします。

1（投資信託自動購入プラン）

投資信託自動購入プラン（少額投資非課税制度を利用した自動購入プランを含む。以下「自動購入プラン」という）とは、自動購入プランの申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日（以下「引落指定日」という）に、お客さまがあらかじめ設定した金額（以下「引落金額」という）を、お客さまの口座（下記3①に定めるお客さまの口座、以下「引落口座」という）から自動的に引落とし、その金額をもって、当社が別途定める取扱い銘柄の中からお客さまがあらかじめ指定する銘柄（以下「指定銘柄」という）の買付を行う取引です。

自動購入プランにより取得した受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、当社所定の振替口座簿に記録します。なお、同一の指定銘柄については異なる引落指定日を設定することはできないものとします。

2（申込方法）

自動購入プランの利用にあたっては、当社所定の手続きによって申込みものとし、当社が承諾した場合に限り自動購入プランによる取引を開始できるものとします。取引の開始にあたって、当社はただちにお客さまの指定銘柄に係る累積投資口座を設定いたします。

なお、お申込み内容についてはお申込み日の翌営業日以降の引落指定日から適用となります。

3（引落金額の引落）

- ① 引落口座はお客さまご本人が投資信託口座に係る取引で指定している当社にあるお客さまご本人名義の普通預金口座とします。
- ② 引落口座からの引落については、普通預金規定、総合口座取引規定（以下総称して「普通預金規定等」という）にかかわらず、払戻請求書、普通預金通帳の提出を不要とします。
- ③ 毎月の引落金額の単位は、当社が別途定めるところによります。
- ④ 増額指定月（年間2回まで）および増額指定月の引落金額を別途指定することができます。増額指定月には、あらかじめ設定した増額指定月の引落金額を引落いたします。
- ⑤ 引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が引落金額に満たないとき、または複数の指定銘柄の自動購入をお申込みの場合で、引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が各指定銘柄の引落金額の合計額に満たないときは、その月の引落は一切行いません。
- ⑥ 引落は、現金もしくは現金化された小切手に対して行われます。また、引落の結果、引落口座が当座貸越になる場合は、その月の引落は行いません。
- ⑦ 上記⑤⑥について、引落がされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。
- ⑧ 引落指定日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日に引落を行います。
- ⑨ 該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は、翌営業日に引落を行います。

4（指定銘柄の買付方法）

引落指定日に引落金額が自動引落されたときは、当該金額をお客さまの累積投資口座に繰り入れ、引落指定日に指定銘柄の買付を行います。ただし、引落指定日が指定銘柄の買付を行えない日に該当する場合は、当該日以降で当該銘柄の買付が可能となる営業日に買付を行います。また、引落が行われない場合、指定銘柄の買付は行いません。なお、買付けられた指定銘柄の権利ならびにその

果実および元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものといたします

す。

5（手数料等）

指定銘柄の買付に必要な手数料等（販売手数料および消費税等）は、引落金額からお支払いいただきます。

6（取引内容の報告）

自動購入プランによる指定銘柄の買付については、取引報告書等の発行および交付を省略するものとし、取引残高報告書にて定期的取引内容を報告いたします。

7（指定銘柄の追加、申込内容の変更）

- ① 指定銘柄を追加するときは、新たに当社所定の手続きによって申込むものとします。
- ② 指定銘柄を変更するときは、現行の申込内容をいったん終了のうえ、新たに当社所定の手続きによって申込むものとします。
- ③ 引落指定日、引落金額等、指定銘柄以外の申込内容を変更するときは、当社所定の手続きによって変更の申し出をするものとします。

8（自動購入プランの終了）

次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。

- ① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったときこの場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。
- ② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき
- ③ 投資信託口座を解約したとき
- ④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき（償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動購入プランは終了となります）
- ⑥ 相続の開始があったとき
- ⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終買付月とします）

9（自動購入プランの停止）

以下のやむを得ない事情により、当社は自動購入プランを一時的に停止することがあります。

- ① 投資信託委託会社が指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うこと等を目的として、当該指定銘柄の設定を停止した場合。
- ② 天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により、当社が自動購入プランを提供できないとき。
- ③ その他やむを得ない事情により、自動購入プランの提供を停止せざるを得ないと当社が判断したとき。

10（免責事項）

- ① 自動購入プランにおいて、当社所定の申込書等に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして手続きを行い、損害が生じた場合。
- ② 天災地変その他不可抗力等、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

1 1（規定の変更）

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要を生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

1 2（規定の適用）

自動購入プランに関し、本規定に定めのない事項に関しては、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、投資信託受益権の累積（自動継続）投資約款、非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款、未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款、普通預金規定等により取扱うものとします。

以 上